

丸野です。

クレジットカードで支払いをした場合の仕入税額控除についてのお話です。

課税事業者が仕入税額控除を受けるためには、適格請求書の保存が条件となります。

令和5年10月1日にスタートしたインボイス制度では、仕入税額控除の要件が以前に増して厳格なものとなっています。預金もしくは現金等により支払いをした際には、これに関する請求書・領収書などが発行されますが、①その資料が適格請求書の要件を満たし、かつ、②その適格請求書を保存していることが税額控除の要件となります。

これらいずれかの要件のうち、いずれか一つでも欠けた場合には、税額控除を受けることができません。今後消費税控除の対象となる支払については、適格請求書をきちんと保存してください。この保存がないという理由だけで、税額控除はできません。

クレジットカードで支払いをした場合、カードで支払った際の領収書が必要となります。カードの利用明細の保存だけでは税額控除をすることができません。

税額控除ができないということは、納税額が増えるという事になります。今までよりも、更に厳しい取り扱いとなっております。最近の税務調査でも資料がないという理由だけで税額控除ができないという処分が出てきています。

弊事務所におきましても、適格請求書の保存がない場合、税額控除の処理はできませんのでご承知おき願います。

適格請求書をきちんと保存していれば、通常通り税額控除ができます。現時点できちんと保管されている場合は、引き続きの保管をよろしくお願い致します。